(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 10 日

佐賀県知事 殿

提出者

住 所 佐賀県鳥栖市養父町38番地

氏 名 株式会社 大島

代表取締役社長 大島 弘三

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0942-83-2655

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	! (カ	名	称	株式会社 大島
事	業	場	の	所	在	地	佐賀県鳥栖市養父町38番地
計		画		期		間	令和7年4月1日~令和8年3月31日
当記	亥事	業場	にま	3 L N 7	て現し	に行	っている事業に関する事項
		事	業	の	種	類	06 総合工事業
		事	業	の	規	模	138,185万円
		従	3	Ě	員	数	47人
	j	産業の	廃到	裏物	の-) エ	- 連程	別紙の通り

(日本産業規格 A列4番)

産業	É廃棄物の処理に係る 管	理体制に	関する	事項		
** 21	(管理体制図)					
庄未	廃棄物の排出の抑制に 	<u> </u>		6 年度)		
			 毫棄物σ)種類	別紙の通り	別紙の通り
		———— 排	出	量	 別紙の通り ,	別紙の通り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	現状	(これま)・継続し	 でに実 で手戻	 施した取締 り工事の	τ	t t
		【目標】				
			毫棄物♂ ———— 出	ノ 俚 類 量	別紙の通り 別紙の通り	別紙の通り
	計画	・継続し	施する で手戻	 予定の取 り工事の	τ	に行う)
産業	廃棄物の分別に関する	事項				
	現状	・がれき	類、ガ [·]	ラス、陶碑	物の種類及び分別に関す。 磁器くず、廃プラ、木く OXを設置して分別を行	ず、建設混合廃棄物等
	計画	・がれき 継続し	類、ガ て廃棄 ²	ラス、陶砂 物の種類の	業廃棄物の種類及び分別は 磁器くず、廃プラ、木くで ごとにBOXを設置してた 令関係の周知徹底を行う。	ず、建設混合廃棄物等 分別を行う。

	【前年度(令和6年度)実	績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		別紙の通り
現状	(これまでに実施した取組		•
	・特になし		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組 	.)	
	・特になし		
 ら行う産業廃棄物	 の中間処理に関する事項		
	【前年度(令和6年度)実	績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	別紙の通り	別紙の通り
現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り
	(これまでに実施した取組)	
	- ・特になし		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	別紙の通り	別紙の通り
計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組	.)	

	【前年度(令和5年度)実	:績】							
	産業廃棄物の種類	産業廃棄物の種類別紙の通り							
現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 別紙の通り							
	(これまでに実施した取組・特になし	1)							
	【目標】								
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り						
計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り						
	・特になし								
廃棄物の処理の	D委託に関する事項 「	續】							
廃棄物の処理の			別紙の通り						
廃棄物の処理の	D委託に関する事項 【前年度(令和6年度)実		別紙の通り						
廃棄物の処理の	D委託に関する事項 【前年度(令和6年度)実 産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り						
廃棄物の処理の	D委託に関する事項 【前年度(令和6年度)実産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への	別紙の通り 別紙の通り 別紙の通り	別紙の通り						
廃棄物の処理(現状	D委託に関する事項 【前年度(令和6年度)実産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への処理委託量 再生利用業者への	別紙の通り 別紙の通り 別紙の通り t 別紙の通り	別紙の通り						
	D委託に関する事項 【前年度(令和6年度)実産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への処理委託量 再生利用業者への処理委託量 認定熱回収業者への	別紙の通り 別紙の通り t 別紙の通り t 別紙の通り t	別紙の通り						

(第5面)

		[目標】									
		産業廃棄物の種類						別紙の通り		別紙の通り		
			全 処	理多	委 託	量	,	別紙の通り	t	別紙の通り	t	
			優良認 処 3			is への is 量	,	別紙の通り	t	別紙の通り	t	
					業者を	への : 量	J	別紙の通り	t	別紙の通り	t	
計画			認定類処 3			fへの : 量	,	別紙の通り	t	別紙の通り	t	
			認定素 熱回収 処 3		う業者		,	別紙の通り	t	別紙の通り	t	
		(今後実施する予定の取組) ・委託処理業者への定期的な現地確認の実施。 ・より一層の電子マニフェスト利用促進を進める。										
事務処理欄	事務処理欄											

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1) 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
 - 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「」を記入すること。
 - 7 欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係別紙)

(第2面)

産業廃	棄物	の排出の	抑制に	関する	事項															
		【前年度((令和	6年度)	実績】															
玛	秋	産業廃	棄物の	D種類	がれき類	がれき類(石綿含利産業廃棄物)	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶器器くり	, 廃プラスチック類	建設混合廃棄物	管理型建設混合廃棄物	汚泥	水銀使用製品産業廃棄物							
		排	出	量	3284.134 t	1.184 t	38.115 t	0.300 t	1.820 t	1.040 t	0.468 t	1.870 t	1.620 t	t	t	t	t	t	t	t
		【目標】																		
言	画	産業廃	棄物の	D種類	がれき類	がれき類(石綿合有産業廃棄物)	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び両袖器くり	虎プラスチック類	建設混合廃棄物	管理型建設混合廃棄物	汚泥	水銀使用製品産業廃棄物							
		排	出	量	2900.000 t	1.000 t	35.000 t	0.250 t	1.600 t	0.900 t	0.400 t	1.600 t	1.400 t	t	t	t	t	t	t	t

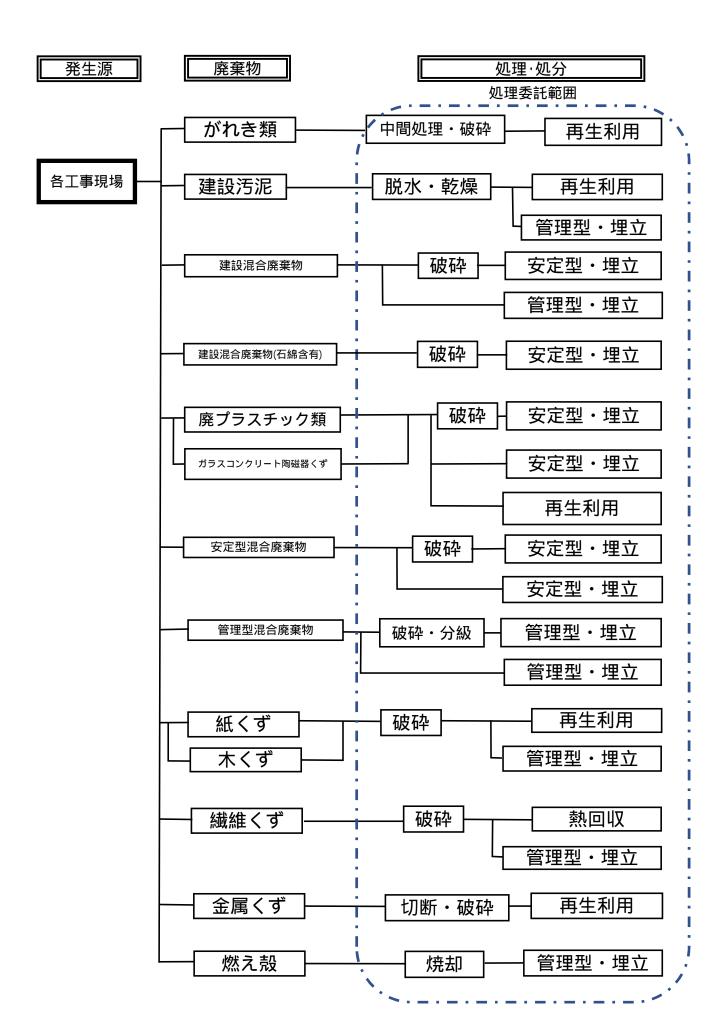
(第3面)

自ら行う産	産業廃棄物の再生利用に関	する事項															
	【前年度(令和6年度)	実績】															
現状	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類(石錦含有産業廃棄物)	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び両端値くず	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	管理型建設混合廃棄物	汚泥	水銀使用製品産業廃棄物							
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃業初め重 0.000 t t t t t t t t t t t t t																
計画	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類(石綿含有産業廃棄物)	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び両端値くず	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	管理型建設混合廃棄物	汚泥	水銀使用製品産業廃棄物							
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う産	産業廃棄物の中間処理に関	する事項															
	【前年度(令和6年度)	実績】															
•	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類(石綿含有産業廃棄物)	木くず	ガラスくず、コンケリートくず及び陶場値くず	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	管理型建設混合廃棄物	汚泥	水銀使用製品産業廃棄物							
現状	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
	【目標】		1		1	T				1	ı						
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類(石綿含有産業廃棄物)	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶岩器くず	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	管理型建設混合廃棄物	汚泥	水銀使用製品産業廃棄物							
計画	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t

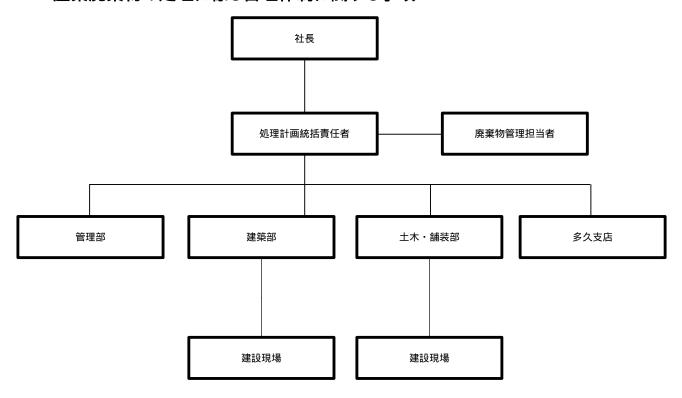
様式第二号の八(第八条の四の五関係別紙)

(第4・5面)

	5 m /															
自ら行う歴	産業廃棄物の埋立処分又は	——— t海洋投入処	分に関する	事項												
	【前年度(令和6年度)	実績】														
70.45	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類(石綿含有産業廃棄物)	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶器器くり	「廃プラスチック類	建設混合廃棄物	管理型建設混合廃棄物	汚泥	水銀使用製品産業廃棄物						
現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t t	t	t	t
	【目標】										- 1					
+1=	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類(石綿含有産業廃棄物)	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶器器くり	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	管理型建設混合廃棄物	汚泥	水銀使用製品産業廃棄物						
計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t t	t	t	t
産業廃棄物	物の処理の委託に関する事	項														
	【前年度(令和6年度)	実績】														
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類(石綿含有産業廃棄物)	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶器器くす	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	管理型建設混合廃棄物	汚泥	水銀使用製品産業廃棄物						
	全 処 理 委 託 量	3284.134 t	1.184 t	38.115 t	0.300 t	1.820 t	1.040 t	0.468 t	1.870 t	1.620 t	t	t	t t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1.924 t	0.280 t	3.630 t	0.000 t	1.225 t	1.040 t	0.000 t	0.770 t	1.620 t	t	t	t t	t	t	t
現状	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3284.134 t	0.000 t	38.115 t	0.300 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	1.870 t	0.000 t	t	t	t t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t t	t	t	t
	【目標】		T 1		I	T		1				1				I
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類(石綿含有産業廃棄物)	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くり	魔プラスチック類	建設混合廃棄物	管理型建設混合廃棄物	汚泥	水銀使用製品産業廃棄物						
	全処理委託量	2900.000 t	1.000 t	35.000 t	0.250 t	1.600 t	0.900 t	0.400 t	1.600 t	1.400 t	t	t	t t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理 要託量	0.000 t	0.000 t	18.000 t	0.130 t	0.800 t	0.500 t	0.000 t	0.800 t	0.000 t	t	t	t t	t	t	t
計画	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2900.000 t	0.000 t	35.000 t	0.250 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	1.600 t	0.000 t	t	t	t t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t t	t	t	t



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



役割

社長	·廃棄物処理統括責任者·廃棄物管理担当者等の任命 ·産業廃棄物処理計画実施に伴う以下の準備 人·費用·設備·時間
廃棄物処理 統括責任者	 ・廃棄物処理に関する検討 廃棄物の抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の 管理運営を行う上で必要な事項を検討する ・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物管理規定の策定、改廃 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
廃棄物管理担当者	 ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 ・その他関係する資料